

事業税の理論問題は、個別論点を問う個別理論問題、事例形式の応用理論問題で出題されることがあり、事例形式の応用理論問題に対処するためには、総合的、体系的な理解が必要となります。

従って、まず個別理論に対処するために個別理論をしっかりと暗記し、次に事例形式の応用理論に対処する力を養っていきます。

また、事業税の理論には計算規定が多くあり、計算の学習と平行して理論の学習を行うと効果的です。

このように事業税の理論は、計算と平行して学習し、個別理論問題の学習の段階から理解を深め応用理論問題へとスムーズに移行できるように意識して学習することが大切です。

なお、本書は2026年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

効率的な学習を可能にする本書の構成

本書は、各税法の体系的な学習に役立つよう、各規定をその内容に基づきグループ分けをし、各グループごとに問題番号を付して掲載しております。また、各理論問題が属するグループを確認しやすいように、各理論問題には枝番号を付しております。

これらにより、個別理論の暗記から法律の体系的な学習が可能で一冊となっております。本書掲載の理論を確実なものとするので、税理士試験の合格に必要な力を身に付けることができます。

体系的な学習で効率 Up!

【事業税 理論サブノートの例】

CONTENTS		もくじ
〔1 課税要件〕		
問題 1-1	事業税の納税義務者等	10
問題 1-2	事業税の事務所又は事業所	14
問題 1-3	個人事業税の課税客体	16
問題 1-4	事業税の非課税	20

関連性の高い規定をグループ分け

Subject.2

各規定の重要度が一目でわかる

理論問題の各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、各規定の重要度に応じた★印を付しております。

- ★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。
- ★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。

(注) ★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

Subject.3

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる税法用語や規定の適用要件等の重要語句を赤字表記にしています。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の最重要部分から暗記することが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

また、赤字表記部分をシートで隠しても文章の全体像を把握しやすいよう、赤字表記部分には、アンダーラインを付してあります。

最重要部分を確実に把握したうえで、文章全体を暗記することで、適切な解答作成が可能となる一冊となっております。

赤シートで暗記 Check !

【事業税 理論サブノートの例】

法人事業税の課税標準の算定

問題 **2-1** 所得割の課税標準である所得の算定方法

理解に欠かせない重要語句

〔1〕 所得割の課税標準 (法72の12) ★★

法人の行う事業に対する所得割の課税標準は、各事業年度の所得による。

〔2〕 各事業年度の所得の算定方法 (法72の23①) ★★

は、各事業年度の から損金の額を控除した金額によるものと
し、 又は で をする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課
の により算定する。

赤シートで暗記の確認

Subject.4

開きやすく閉じにくいオリジナル製本

携帯に便利なB6サイズになっており、確認したいページを開いた状態で片手でも持ちやすい様に、製本を工夫しております。

Point.1

合格を可能にする暗記の手順

STEP.1 重要語句の暗記からスタート

税法用語や適用要件等の赤字表記部分は、解答上の最重要部分となりますので、まずは、**赤字表記部分を中心に覚えて下さい。**
その後、付属のシートで赤字表記部分を隠し、暗記ができているかどうか確認をします。

STEP.2 文章を組み立ててみる

赤字表記部分を踏まえ、タイトルを見てその内容が説明できるように文章を組み立てる練習をして下さい。

STEP.3 暗唱できるまで繰り返し

最終的に**理論全体を隠して暗唱できるよう練習**します。
各規定ごとにすらすらと暗唱できるようになることが目標です。各理論問題の内容理解後は反復して暗記に取り組み、本試験には万全の状態で見ましょう。
なお、条文番号については、暗記をする必要はありません。

【事業税 理論サブノートの例】

法人事業税の課税標準の算出

問題 **2-1** 所得割の課税標準である所得

[1] 所得割の課税標準 (法72の12) ★★

法人の行う事業に対する**所得割の課税標準**は、各事業年度の所得による。

[2] 各事業年度の所得の算定方法) ★★

各事業年度の**所得**は、各事業年度の所得の計算上、地方税法又は政令で定められた課税標準である所得の計算によるものと

STEP.1

重要語句を暗記
してみよう

STEP.3

文章を隠して暗唱してみよう

タイトルから
内容を
思い出して
みよう

STEP.2

1つの文章が暗記できたら
次の文章の暗記にチャレンジ！

Point.2

使って便利な巻末付録

巻末には合格への近道となる様々な付録を掲載しております。ぜひご活用下さい。

STEP.1

出題頻度や試験傾向が一目でわかる

出題分析表

【事業税 理論サブノートの例】

内容	年度	57	58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
所得の算定				●	●					●					●	●			●	

表形式なのですぐに確認できて便利です

STEP.2

出題内容や文章表現が一目でわかる

過去試験問題

【事業税 理論サブノートの例】

第75回 (7年)	【第一問】 - 50点 - 問 1 (30点) (1) 法人又は個人が行う事業に対して、当該法人又は個人が事業税を課される場合について説明しなさい。 なお、当該法人又は個人が事業税を課されない場合及び地方税法の施行地に主たる事務所等を有しない場合についても説明すること。 ただし、人格のない社団等及び法人課税信託の受託者に係る説明は要しない。 (2) 個人事業税における所得の計算上、事業を行う個人が、当該個人と生計を一にする親族を当該事業に従事させた場合の取扱いについて説明しなさい。 問 2 (20点) 次の【資料】に基づき、甲株式会社（以下「甲社」という。）が第5期事業年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの事業年度）分のL県及びM県に納める法人事業税額について、法人税と法人事業税における課税標準の計算方法の差異及び算出税額から説明しなさい。 税額については、地方税法に定める全ての控除について
--------------	--

原文を崩さず掲載していますので文章の特徴を知ることができます。

Point.3

法令等の改正に対応！

改正時には、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

また、細心の注意を払って作成しておりますが、万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア



Point.4

凡例紹介

凡 例

- 1 本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

「法」……………地方税法

「法附」……………地方税法附則

「令」……………地方税法施行令

「令附」……………地方税法施行令附則

「規」……………地方税法施行規則

「通」……………取扱通知

〔 1 課 税 要 件 〕

問題 1-1 事業税の納税義務者等	10
問題 1-2 事業税の事務所又は事業所	14
問題 1-3 個人事業税の課税客体	16
問題 1-4 事業税の非課税	20

〔 2 法 人 事 業 税 の 課 税 標 準 の 算 定 〕

問題 2-1 所得割の課税標準である所得の算定方法	22
問題 2-2 電気供給業及びガス供給業の収入割の課税標準の算定方法	24
問題 2-3 生命保険業の課税標準の算定方法	28
問題 2-4 損害保険業の課税標準の算定方法	30
問題 2-5 少額短期保険業者の課税標準の算定方法	32
問題 2-6 付加価値割の課税標準である付加価値額の算定方法	34
問題 2-7 資本割の課税標準である資本金等の額の算定方法	38
問題 2-8 付加価値割における賃上げ促進税制	44

〔 3 個 人 事 業 税 の 課 税 標 準 の 算 定 〕

問題 3-1 個人事業税の課税標準の算定方法	46
問題 3-2 個人事業税における事業専従者の取扱い	48
問題 3-3 個人事業税における各種控除	50

〔 4 法 人 ・ 個 人 事 業 税 の 税 額 等 算 定 〕

問題 4-1 特定内国法人又は国内に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国にその事業が行われる場所を有するものの課税標準の算定方法	52
問題 4-2 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者の課税標準の算定方法	56
問題 4-3 法人事業税の分割基準	58
問題 4-4 個人事業税の分割基準	62
問題 4-5 事業税の税率	64

〔 5 法 人 事 業 税 の 手 続 〕

問題 5-1	中間申告納付制度	68
問題 5-2	確定申告納付制度	72
問題 5-3	清算中の法人の申告納付制度	76

〔 6 是 正 措 置 〕

問題 6-1	期限後申告納付及び修正申告納付	78
問題 6-2	更正の請求	80
問題 6-3	法人税の課税標準を基準とする所得割の更正及び決定	84
問題 6-4	道府県知事の調査による更正及び決定	88

〔 7 個 人 事 業 税 の 手 続 〕

問題 7-1	個人事業税の申告	92
問題 7-2	個人事業税の賦課の方法	94
問題 7-3	個人事業税の徴収の方法	96

〔 8 そ の 他 〕

問題 8-1	事業税の徴収猶予	98
問題 8-2	税額控除	102
問題 8-3	事業税における事業年度	106
問題 8-4	延滞金	108
問題 8-5	加算金	112

付 録

I	理論問題出題分析表	118
II	過去理論出題問題	120

問題 1-1

事業税の納税義務者等

〔1〕 法人事業税の納税義務者等

(法72の2①②④⑤、法附則8の3の3、法附則8の3の4)

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人 ★★

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により事務所等所在の道府県において、その法人に課する。

① ②から④以外の事業

(イ) ③以外の法人（外形対象法人）…付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

(ロ) 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれらの法人以外の法人でその事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの…所得割額

② 電気供給業（③を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業…収入割額③ 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業

(イ) ③以外の法人（外形対象法人）…収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(ロ) ③の法人…収入割額及び所得割額の合算額

④ 特定ガス供給業…収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(2) 減資への対応 ★★

その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、その事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、払込資本の額（資本金の額及び資本剰余金の額の合算額をいう。以下同じ。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

(3) 100%子法人等への対応

① 内 容 ★★

所得等課税法人（公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人をいう。）以外の法人で、その事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下で次に掲げる法人に該当するものは、外形標準課税の対象とする。

(イ) 特定法人（払込資本の額が50億円を超える法人その他一定の法人をいう。以下同じ。）との間にその特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額が2億円を超えるもの

(ロ) 完全支配関係がある複数の特定法人に株式又は出資の全部を保有されている法人のうち払込資本の額が2億円を超えるもの

② 適用除外 ★

認定特別事業再編事業者が、特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得等の日以後引き続き有しており、継続してその他の法人との間に完全支配関係がある場合において、その他の法人及び5年以内株式等取得等法人については、5年間（その他の法人及び5年以内株式等取得等法人の株式等の取得等の日を含む事業年度からその取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度まで）、外形標準課税の対象外とする。

(4) 人格のない社団等 ★

人格のない社団等は、法人とみなして、法人に関する規定を適用する。

(5) みなし課税法人

法人課税信託の引受けを行う個人には、個人事業税を課するほか、法人とみなして、法人事業税を課する。

〔2〕 個人事業税の納税義務者等 （法72の2③⑦） ★★

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

(2) みなし事務所等

事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いものをもって、その事務所等とみなして、事業税を課する。

〔３〕 法人課税信託 （法72の２の２①②） ★

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、事業税の規定を適用する。

この場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、その別の者にそれぞれ帰属するものとする。

〔４〕 実質課税の原則 （法72の２の３） ★

資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合においては、その収益に係る事業税は、その収益を享受する者に課税するものとする。

〔５〕 事業税と信託財産 （法72の３） ★

信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）はその信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、事業税の規定を適用する。

〔６〕 用語の意義 （法72、法72の２④） ★

（１） 付加価値割

付加価値額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

（２） 資本割

資本金等の額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

（３） 所得割

所得により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

（４） 収入割

収入金額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

（５） 人格のない社団等

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）

問題 1-2

事業税の事務所又は事業所

〔1〕 概 要

事業税は、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、法人及び個人に課する。よって、事務所等の意義が、道府県の課税権の帰属を決定する要件となる。

〔2〕 事務所等の意義 （通1-6） ★★

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

〔3〕 個人事業税におけるみなし事務所等 （法72の2⑦） ★★

事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いものをもって、その事務所等とみなして、事業税を課する。

〔4〕 外国法人又は国内に主たる事務所等を有しない個人の事務所等

（法72の2⑥、令10） ★

(1) 外国法人等の事務所等

外国法人又は国内に主たる事務所等を有しない個人（以下「外国法人等」という。）の行う事業に対する事業税の規定の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

(2) 恒久的施設

次に掲げるものをいう。

なお、日本国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、条約で恒久的施設と定められたものとする。

① 支店、工場その他事業を行う一定の場所

- (イ) 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- (ロ) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- (ハ) (イ)及び(ロ)に準ずる場所

② 長期建設工事現場等

外国法人等が国内において建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で1年を超えて行われるものを行う場所その他一定のもの

③ 契約締結代理人等

その外国法人等に代わって、その事業に関し、反復して契約を締結する権限のある者等

(3) 恒久的施設とならない場所

次に掲げる場所等は、恒久的施設に含まれないものとする。ただし、外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

① 物品又は商品（以下「物品等」という。）の保管、展示又は引渡しのためにのみ使用する施設

② 物品等の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有する場所

③ 物品等の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有する場所

④ 事業のために物品等を購入し、又は情報を収集することのみを目的として保有する(2)①の場所

⑤ 事業のために①～④の活動以外の活動を行うことのみを目的として保有する(2)①の場所

⑥ ①～④の活動及びその活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として保有する(2)①の場所

⑦ (2)③で外国法人等に代わって行う活動が、外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のもののみである場合における者

※ 参考 事務所等の意義の留意点（通1－6）

(1) 事業の必要から設けられた

事務所等において行われる事業は、その個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えない。宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等の外に別に事務員を配置せず、もっぱら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれない。

(2) そこで継続して事業が行われる場所

事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らない。